

無縁墳墓等改葬公告について

本市が施行する(仮称)西普天間住宅土地区画整理事業のため、無縁墳墓等について改葬を行うことになりました。

次の墓地使用者(死亡者)の縁故者および墳墓に関する権利を有する方は、平成31年7月19日までにお申し出ください。なお、期日までにお申し出のないときは、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

墓地所在地等
沖縄県宜野湾市宇安仁屋387番、395番、字喜友名1015番、1110番
墳墓等の名称 亀甲墓、堀込型墳墓
問 市街地整備課 内線 561

軍用地の買取りについて [5,000万円までの特別控除の適用があります]

市と県は普天間飛行場返還後のより良いまちづくりを進めることを目的に、普天間飛行場内土地の買取りを実施します。

市・県に売却した場合、譲渡所得については最高5,000万円までの特別控除が受けられます。(ただし、国税事務所との協議により特別控除を受けられない場合もあります)

準備いただくもの

- ①印鑑(認印でも可)
- ②本人確認書類(免許証等)
- ③土地賃借料算定調査および土地明細書(最新のもの)

受付期間
第三期 ~10/31(水)まで
※不明な点などございましたら、まち未来課までご相談ください。

問 まち未来課 内線 309

平成31年度 就学援助制度(要保護・準要保護)の申請について

市では、小・中学校へ通う児童生徒の保護者で、学校生活でかかる費用を支払うことが難しい方へ以下の援助を行っています。

対象者 市内に住所がある、または宜野湾市立の小・中学校に在籍し、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者

援助内容

学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・新入学児童生徒学用品費等・修学旅行費・学校給食費・医療費(学校保健安全法で定められた特定の疾病に限る)

申請方法 ①市立小・中学校:学校から希望者へ、9月に申請書類を配布します。
②市立小・中学校以外の学校(私立・国立等):教育委員会学務課で受付。9月から書類配布を開始。

申請期限 ①市立小・中学校:9月下旬(各学校へお問い合わせください)
②市立小・中学校以外の学校(私立・国立等):11月30日

認定基準 家族構成(人数、年齢)、世帯の収入等を基に判断しています。
※次年度に向けての申請です。今年度認定されている方も、申請が必要です。
※ご家庭の状況等を審査して認定します。
※認定された場合、平成31年度の4月分から適用になります。

問 宜野湾市立小・中学校は、各学校事務室
宜野湾市立小・中学校以外は、教育委員会学務課 ☎892-8283

住宅リフォーム支援事業 補助金のお知らせ

市では、市内の施工業者を利用した既存住宅のリフォームを行う場合に、その工事費の一部を補助します。

受付期間 ~12/27(木)まで ※予算の上限に達次第受付を終了します。

補助金額 対象工事費総額の20%で、補助限度額が20万円

対象となる人(次の要件にすべて該当する方)

- ①市内に住所登録され、現に市に居住している方
- ②市税や国民健康保険等について滞納がない方 ※同居されている方も含む

対象住宅

自らが住んでいる市内の住宅(建築後一年以上経過していること)
※貸家の場合は、所有者の承諾が必要です。

対象工事(次の要件にすべて該当する工事)

- ①市内業者(市内に本社を有する法人、または市内に事務所を有し、市内に住民登録をしている個人事業主)が実施する工事
- ②対象工事が20万円以上(消費税含む)の工事
- ③指定の工事内容であること

※既に着工している工事は対象となりません。

※請負業者が工事を一括して第三者に請負させた場合は対象となりません。

※補助対象は平成31年2月28日(木)までに完了報告ができる。
詳しくは、市ホームページまたは下記までお問い合わせください。

問 建築課 ☎893-4420



市ホームページはこちら

不動産の公売を実施します!

市では、市税の滞納処分のため不動産の公売を行っています。

1. 市単独の公売【終了】

8月27日(月)~31日(金)に実施しました。公売結果は、市ホームページにてお知らせします。

2. 県・市町村の合同公売【予定】

県税事務所と県内市町村が合同で、下記日程で公売を実施する予定です。

公売方法 期間入札
入札期間 10/31(水)~11/2(金)
開札日 11/7(水)
公売場所 沖縄県中部合同庁舎
※公売物件は、決定次第市報や市ホームページでお知らせします。

問 納税課 内線 251・254・259

住宅・土地統計調査の実施について

総務省統計局では、10月1日に住宅・土地統計調査を実施します。調査に伴い、9月より統計調査員が市内対象世帯へ訪問します。この調査は住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯の方を対象とした大規模な調査です。調査の目的は以下のとおりです。

- ①住宅数や国民の居住状況
- ②高齢化社会を支える居住環境
- ③耐震性・防火性等の住宅性能水準の達成度
- ④土地の利用状況
- ⑤空き家の実態

統計調査員が調査書類を配布しますので、インターネットまたは紙の調査票でご回答をお願いします。

なお、かたり調査(なりすまし)防止の為、調査員は訪問時に顔写真付きの調査員証を提示します。

住宅・土地統計調査サイトについては、平成30年住宅・土地統計調査で検索ください。

問 企画政策課 統計係 ☎893-4103

国民年金保険料の後払い(追納)について

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べ年金の受け取り額が少なくなります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

【追納に関する注意事項】

- 1. 追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています(例えば、平成29年4月分は平成39年4月末まで)。
- 2. 承認された期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。
- 3. 保険料の免除等を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。
- 4. 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

追納を行う場合はお申し込みが必要で、日本年金機構による審査があります。詳しい内容は下記までお問い合わせください。

問 ・ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
受付時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15
・コザ年金事務所 ☎933-2267 自動音声案内 [2]→[2]
受付時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15

上限額50万円の助成事業募集 ~宜野湾市地域づくり事業~

市では、市民協働のまちづくりを目指して平成31年度に人材育成事業(講演会、ワークショップ、勉強会等の開催)、地域文化振興事業(伝統芸能の保存・継承・発展)、市の特性を活かした地域振興事業を行いたい団体に対し、審査で選ばれた事業について助成を行っています。この助成を活用して、自ら考え自ら行う地域づくりについて考えてみませんか。

募集期間 9/10(月)~10/31(水)

申込方法 助成事業申込書(様式第1号)を市民協働推進課窓口へ提出
※事業内容について事前にお問い合わせ頂けると申請がスムーズになります。

【過去に採択された「地域づくり助成事業」参考例】

- ▶チブ川及びチブ井保存事業 ▶宜野湾市情報発信事業 ▶応急手当絵本作成事業 ▶歴史文化発信!みぐるぐる宜野湾 ▶フラワーロード事業 ▶ましきわくわく!まちたんけん など



▲ましきわくわく!まちたんけん事業



▲フラワーロード事業



~地域づくり事業(平成29年度実施)パネル展の開催~

日程:9月25日(火)~10月5日(金) 場所:市役所ロビー

申・**問** 市民協働推進課 内線 403・422



詳しくはこちら